

必要行為継続申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第20条第1項、第2項又は第3項の規定により、酒類、酒母若しくはもろみの製造、又は酒類の販売を継続しようとする場合に使用してください。
- 2 「取り消された（消滅した）免許の種類」欄には、例えば、「清酒製造免許」、「全酒類卸売業免許」等と記載してください。
- 3 「必要行為の継続を要する事項」欄には、「免許取消し時に製造場内にあった酒類の半製品の製造及びその製造した酒類の販売並びに免許取消時の手持酒類の販売」、「免許取消し時に所有していた酒類の販売」等と記載してください。
- 4 「製品及び半製品の数量並びに処分計画」欄には、酒類については品目別に、酒母等又は半製品についてはそれらの区分ごとに詳細に記載してください。
- 5 ※印欄は記載しないでください。